

佐賀県災害対策本部規程（昭和38年6月13日）の一部を改正する。

令和6年8月27日

佐賀県災害対策本部長 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(本部会議)</p> <p>第4条 前条に規定する本部会議は、本部長、副本部長、各対策部長及び本部付をもって構成し、災害予防及び災害応急対策に関する重要な事項について審議する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(現地災害対策本部)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、副本部長をもって充てる。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、現地本部の組織等に関し必要な事項は、本部会議及び対策部の組織に準じ、<u>現地本部長</u>が定め、本部長に報告するものとする。</u></p> | <p>(本部会議)</p> <p>第4条 前条に規定する本部会議は、本部長、副本部長、各対策部長又は各対策副部長及び本部付をもって構成し、災害予防及び災害応急対策に関する重要な事項について審議する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(現地災害対策本部)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、現地本部の組織等に関し必要な事項は、本部会議及び対策部の組織に準じ、<u>現地災害対策本部長</u>が定め、本部長に報告するものとする。</u></p> |